

平成30年度

豊能町留守家庭児童育成室入室のご案内



豊能町教育委員会事務局 教育支援課子ども支援室

〒563-0292 豊能町余野414番地の1

電話 072-739-3427 FAX 072-739-3052

豊能町では、保護者が労働・疾病等の事由により、放課後、留守家庭になる小学校1～6年生の児童を対象に、健全な育成を図るため、平成27年4月より対象児童の学年を拡大し「放課後児童健全育成事業」を実施しています。

□留守家庭児童育成室の趣旨について

保護者が労働や病気等で、放課後帰宅しても保護者の監護を受けられない児童で、その状態が月間15日以上、かつその月が3カ月以上継続する留守家庭児童を対象に設置しています。

育成室は、保護者が安心して働けるように、子どもたちが放課後を過ごすための「生活の場」であり、学校や塾のように教科を教えたり、習い事をするところではありません。

子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で、自主的・創造的に生活づくりをすることができるよう指導員は支援します。また、保護者が、積極的に育成室の運営に参加し、保護者同士が協力し、助け合いながら、より良い、より魅力的な「育成室づくり」を目指しています。

育 成 室	所 在 地	電 話	定 員
東能勢留守家庭児童育成室	余野 1008 番地 (東能勢小学校敷地内)	739-0626	50 名
光風台留守家庭児童育成室	新光風台 1 丁目 5 番地の 1 (光風台小学校敷地内)	738-3829	50 名
東ときわ台留守家庭児童育成室	東ときわ台 5 丁目 17 番地 (東ときわ台小学校敷地内)	738-5594	50 名

□開室日及び開室時間について

○開 室 日 月曜日から金曜日及び第4土曜日（夏休み等の小学校の休業日も同様）

○開室時間 放課後より午後5時まで（ただし、午後5時から午後7時まで延長保育有り。）
（夏休み等の小学校の休業日は、午前8時15分から午後5時まで、始業式等午前中に授業が終了する場合は、終了時刻から午後5時まで。延長保育有り。）
*児童が、下校した時点で閉室とします。

○休 室 日 土曜日(第4土曜日を除く)、日曜日、祝日及び休日
*開室日及び開室時間は、平成29年度実績。（改定する場合があります。）

□申し込み方法について

申込期間	○平成30年4月入室希望の場合 平成29年10月10日（火）～平成29年10月23日（月）
	○年度途中の入室希望の場合（定員に余裕がある時） 随時申し込み
受付時間	午前9時～午後5時30分（閉庁日を除く。）
受付場所	豊能町教育委員会事務局教育支援課子ども支援室および吉川支所 （※郵送、電話による受付はできません。）

※夏休み等、休み期間のみの利用、もしくは育児休業中の受け入れはありません。

□提出書類について

- 1 留守家庭児童育成室入室申請書（表）・・・入室児童個人分
入室児童関係調書（裏）
- 2 その他（同居である60歳未満の方全員分）・・・複数児童の場合、コピー可
保育実施理由証明書

□使用料について

○児童1人当たり月額5,000円（1時間延長保育月額6,000円・2時間延長保育月額7,000円）
*児童が個々に使用、もしくは消費する文房具及びおやつ代等の費用は、使用料に含まれて
いません。

○使用料の口座振替日は、毎月26日です。・・・（3月のみ10日に振り替えます。）

○下記の指定金融機関において、口座振替をします。

育成室	指定金融機関
東能勢留守家庭児童育成室	大阪北部農業協同組合
光風台留守家庭児童育成室	池田泉州銀行
東ときわ台留守家庭児童育成室	

○次の場合は、減免措置がありますので、別途申請をしてください。（申請月の翌月から適用）

対象者の範囲	減免の額
① 生活保護世帯	全額
② 市町村民税非課税世帯	半額
③ 災害等により納付が困難な世帯	別途定める額

※②の「市町村民税非課税世帯」に該当される場合、4月～8月分の使用料は前年度の課税状況、9月～3月分の使用料は当年度の課税状況により審査します。（4月～8月分について申請されますと、9月～3月分については本町の課税台帳等を確認の上、審査します。）

○退室される場合、退室される月末までに退室届の提出がない場合は使用料が発生します。
・時間変更も同様の取り扱いとします。

□入室承諾及び入室許可通知書について

○平成30年4月入室希望の場合

- ・2月下旬から3月上旬頃に入室説明会を行います。
- ・3月中旬頃に入室許可通知書を発送（予定）します。

○年度途中の入室の場合

- ・提出書類が整ってから、各育成室において面接・入室説明をします。
その後、承諾決定し、入室許可通知書を発送します。（約1週間後の入室になります。）

□退室について

転居、もしくはその他の理由により退室される場合は、速やかに所定の様式で退室の手続きをしてください。(所定の様式(退室届)は、各育成室、教育委員会及び吉川支所にあります。)

また、次のような場合は、出席を一時停止、もしくは退室していただく場合がありますので、ご了承ください。

- ① 2週間以上、無断で欠席した場合
- ② 疾病その他の事由により、他の児童に影響を及ぼす恐れのある場合
- ③ 管理上必要な指示に従わない場合

□住所の変更、保護者の勤務先等の変更について

○住所の変更、電話番号等が変更になった場合は、必ず育成室へ申し出てください。

○保護者の勤務先等が変更になった場合は、緊急連絡先等の変更を育成室に申し出た上で、勤務証明書を必ず提出してください。

□ケガ・急病等が発生した場合について

ひどい風邪等の病気の場合は、保育できません。ご家庭で休養させてください。

また、開室時間中、児童にケガ・急病等が発生した時は、次のとおり対処します。

- ① 医療機関へ行くほどではないが、応急処置が必要なケガ等の時
 - ・育成室、もしくは学校の保健室において応急処置を行い、連絡帳または電話により、保護者へ連絡します。
- ② 医療機関へ行く必要があるケガ等の時
 - ・育成室、もしくは学校の保健室において応急処置を行った後、保護者へ連絡しますので、速やかに育成室まで迎えに来てください。
- ③ 重大なケガ・急病等の時
 - ・育成室において、救急車で医療機関へ搬送します。同時に、保護者へ連絡しますので、速やかにその医療機関まで来てください。

□その他

○指導員から入室前に準備する物やルール等の説明をしますので、場所等の確認も含め、育成室へ来てください。

○入室に際して準備する物

- ・タオル、着替え、連絡ノート
- ・弁当(学校の短縮事業、学校給食が無い場合、夏休み等)

○その他

- ・保護者会等において、おやつ代を集めています。

□台風、学級閉鎖等の取り扱いについて

○豊能町に台風、大雨等の警報が発令された時

	措 置
開室時間が 午後 1 時 ～ 午後 5 時 の場合 (延長保育利用 者は、許可さ れた保育時間 まで)	1 台風、大雨等の影響、もしくは学校保健法の適用等により、 <u>午後 1 時前に学校が臨時休校した場合は、閉 室</u> とします。 2 台風、大雨等の影響により、午後 1 時～午後 5 時（延長保育利用者は、許可された保育時間まで）に警報の発令等があり、 <u>学校で児童を下校させる措置がとられた場合は、</u> ① 児童が入室する前であれば、学校もしくは指導員の指示により、下校させ、 <u>閉 室</u> とします。 ② <u>既に入室した児童がいる場合は、指導員から保護者へ連絡しますので、午後 5 時（延長保育利用者は、許可された保育時間まで）までに迎えに来てください。</u> ※児童が育成室にいなくなった時点で、 <u>閉 室</u> とします。
開室時間が 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 の場合 (延長保育利用 者は、許可さ れた保育時間 まで)	1 台風、大雨等の影響により、 <u>午前 7 時現在、警報が発令されている場合は、自宅待機</u> してください。 2 <u>午前 9 時時点で警報が続いていれば、閉 室</u> とします。 3 台風、大雨等の影響により、 <u>午前 9 時～午後 5 時（延長保育利用者は、許可された保育時間まで）に警報の発令があった場合は、指導員から保護者へ連絡しますので、午後 5 時（延長保育利用者は、許可された保育時間まで）までに迎えに来てください。</u> ※児童が育成室にいなくなった時点で、 <u>閉 室</u> とします。

○学級閉鎖等の時

	措 置
	1 学校保健法の適用等により、学級もしくは学年で閉鎖措置がとられた場合は、 <u>措置のとられた学級、もしくはその学年の児童は、休 室</u> とします。 2 <u>参観日等の振り替え休日、夏休み等の学校休業日と同様、育成室を休まず、閉 室</u> とします。

○地震が発生した時

	措 置
<p>開室時間が 午後 1 時 ～ 午後 5 時 の場合</p> <p>(延長保育利用 者は、許可さ れた保育時間 まで)</p>	<p>1 <u>地震（震度は問わない）が発生し、午後 1 時前に学校が臨時休校した場合は、閉 室</u>とします。</p> <p>2 <u>午後 1 時～午後 5 時（延長保育利用者は、許可された保育時間まで）に地震（震度は問わない）が発生し、学校で児童を下校させる措置がとられた場合は、</u></p> <p>① 児童が入室する前であれば、学校もしくは指導員の指示により、下校させ、<u>閉 室</u>とします。</p> <p>② <u>既に入室した児童がいる場合は、指導員から保護者へ連絡しますので、午後 5 時（延長保育利用者は、許可された保育時間まで）までに迎えに来てください。</u> ※児童が育成室にいなくなった時点で、<u>閉 室</u>とします。</p>
<p>開室時間が 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 の場合</p> <p>(延長保育利用 者は、許可さ れた保育時間 まで)</p>	<p>1 <u>午前 9 時前に地震（大阪府震度 5 弱以上）が発生した場合は、自宅待機</u>してください。午前 9 時時点で開室可能であれば、開室としますので、保護者から育成室にお問い合わせください。</p> <p>2 <u>午前 9 時～午後 5 時（延長保育利用者は、許可された保育時間まで）に地震（大阪府震度 5 弱以上）が発生し、閉室とする場合は、指導員から保護者へ連絡しますので、午後 5 時（延長保育利用者は、許可された保育時間まで）までに迎えに来てください。</u> ※児童が育成室にいなくなった時点で、<u>閉 室</u>とします。</p> <p>3 <u>上記以外の地震（大阪府震度 5 弱未満）の場合でも、被害の状況により閉室とすることがあります。閉室とする場合は、指導員から保護者へ連絡しますので、午後 5 時（延長保育利用者は、許可された保育時間まで）までに迎えに来てください。</u> ※児童が育成室にいなくなった時点で、<u>閉 室</u>とします。</p>